

四日市市総合治水対策協議会

第三回協議会 資料

平成 20 年 3 月 27 日

四日市市総合治水対策協議会事務局

— 目 次 —

過去の協議会の復習	1
1 施策の実行に向けて.....	3
2 行政・市民・企業等の行動案.....	4
3 総合治水対策の推進計画.....	7
3.1 各戸貯留・浸透施設の普及.....	8
3.2 開発時の雨水流出抑制対策.....	9
3.3 公共施設のオンサイト対策.....	10
3.4 ため池の活用.....	10
3.5 農地等のもつ雨水流出抑制機能の保全.....	11
3.6 自助とその支援.....	12
3.7 普及啓発活動.....	13
4 総合治水のPRと進行管理.....	14
4.1 PR.....	14
4.2 進行管理.....	16

第二回協議会

総合治水対策の理念

どのような状態を目指すのか？ 市民や企業等にわかりやすく伝える方法？

行政・市民・企業等の連携のもと、あらゆる主体が治水対策に取り組み、
雨につよい四日市を実現する。

計画目標について

わかりやすい目標。行政による施設整備目標と総合治水の目標。

【総合治水対策の目標】

東海豪雨相当の降雨があつた場合でも甚大な災害が発生しないように、必
要な対策を講ずる。

※河川・下水道などの公共事業、貯留槽などの施設整備はこれまでの目標降雨を基準
にした施策を継続しますが、東海豪雨相当の降雨を想定した計画検証作業を行うこ
ととし、その結果を事業の優先順位の設定や費用効果の検討などに生かしていくこ
ととします。

緊急目標：頻繁に浸水被害が発生する市街地の浸水頻度低減。

長期目標：東海豪雨相当の降雨でも床上浸水を発生させない。

※緊急目標、長期目標をふまえて、施策の目標量、達成期限を設定する。進行管理目標

施策ごとの効果について

雨水流出抑制対策の手法別特徴。地域ごとにどんな方法が有利か？ ← 試算結果

□10年確率降雨による施策別の検証・・・地域ごとに有利（費用効果大）となる施策は異
なる。

市街地や宅地の多い区域：各戸貯留や緑農地保全が有利

緑農地の多い区域：緑農地保全が有利

□ただし、東海豪雨のような大雨が起こるかもしれないことを考えれば、全ての地域で
できる限りのことをやっていくべき（例えば、緑農地の多い地域でも各戸貯留は推
進する）。地域ごとの特性は、モデル地区の設定など普及活動の優先度等で考慮する。

2 行政・市民・企業等の行動案

施策を行政・市民・企業別に割り振り、各々の行動案を作成します。

基本的方向性	各々の役割	
2.1 各戸貯留・浸透施設の普及	行政	◇流出抑制努力をする市民、企業等への助成・支援 <ul style="list-style-type: none"> ・助成制度のたちあげ ・市民、企業等への広報PR活動 ・浄化槽を雨水貯留槽に転換する方への助成 ・雨水貯留槽を新設する方への助成 ・雨水浸透施設を設置する方への助成 ・治水効果のあがる貯留槽の調査検討、開発支援 ・公共施設での率先実行
	市民	◇住戸内での流出抑制努力 <ul style="list-style-type: none"> ・不要となった浄化槽の雨水貯留槽としての再利用（助成制度活用） ・雨水貯留槽の設置（助成制度活用） ・雨水浸透施設を設置（助成制度活用）
	企業等	◇事業地内での流出抑制努力 <ul style="list-style-type: none"> ・不要となった浄化槽の雨水貯留槽としての再利用（助成制度活用） ・雨水貯留槽の設置（助成制度活用） ・雨水浸透施設を設置（助成制度活用）
2.2 開発時の雨水流出抑制	行政	◇開発行為時の雨水流出抑制施設の導入基準の制定 <ul style="list-style-type: none"> ・「四日市市開発許可等に関する条例」に基づく雨水流出抑制に関する措置基準を制定 ・沿道開発規制区域の設定
	企業等	◇開発地内での流出抑制 <ul style="list-style-type: none"> ・開発条例に基づく基準により定められた雨水流出抑制施設を設置

基本的方向性	各々の役割	
2.6 自助とその支援	行政	◇自助の支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ハザードマップの運用指導 ・雨量等情報の活用指導 ・止水板、土のうなどの配布 ・避難訓練などの支援 ・地域活動の支援 ◇情報提供・共有 <ul style="list-style-type: none"> ・降雨予測、浸水予測情報などの収集、提供、共有の更なる充実
	市民	◇減災のための努力 <ul style="list-style-type: none"> ・行政が発信する情報の活用 ・緊急時避難経路、避難所の確認 ・防災活動などへの参加 ・迅速な避難行動
2.7 普及啓発活動	行政	◇評価指標の作成 <ul style="list-style-type: none"> ・雨水流出抑制対策の進捗評価指標の確立とその活用方法・普及の促進 ◇モデル地区の選定 ◇イベント開催 <ul style="list-style-type: none"> ・公共施設や住宅展示場などでのモデル展示・PR ◇パンフレット、ステッカーの作成配布 <ul style="list-style-type: none"> ・総合治水の理解を深めるためのパンフレットや、設置貯留槽等へ貼付けるステッカーの作成 ◇総合治水と水循環 <ul style="list-style-type: none"> ・雨水流出抑制施設の効果が水循環の健全化に寄与することなどを広くPR

3.1 各戸貯留・浸透施設の普及

各戸貯留施設や浸透施設の設置に係る助成制度の立ち上げならびに様々な普及活動を実施します。

① 浸透ます、透水性舗装の設置

宅地等での浸透ます、一定規模以上の駐車場等での透水性舗装の普及を図ります。助成制度を立ち上げ、市民、企業等の負担軽減を図ります。

② 貯留槽の設置

雨水貯留槽の新設普及を図ります。上記と同様に助成制度を立ち上げ、普及促進を図ります。また、公共施設や住宅展示場等で実物を展示するなどして、広報・PRを行います。

③ 不要浄化槽の雨水貯留槽への転用

下水道の普及により不要となった浄化槽の貯留槽化を図ります。上記と同様に助成制度を立ち上げ、普及促進を図ります。

	現状と課題	準備：H20年度	普及：H21年度～
① 浸透ます、透水性舗装の設置	<ul style="list-style-type: none"> 多くの自治体が助成制度を構築しているが、四日市には制度が無い。 市民へのPRも不足している。 市民の導入意識は不明。 	<ul style="list-style-type: none"> 雨水貯留浸透施設助成制度（仮称）の立ち上げ（新世代下水道支援事業制度活用） 維持管理の指導方法に関する検討 公共施設や住宅展示場などでのモデル展示・PR 治水効果を見込むことができる貯留槽の調査、検討、技術開発支援 	<ul style="list-style-type: none"> 浸透ます、透水性舗装の設置普及 貯留槽の設置普及 不要浄化槽の雨水貯留施設への転用 継続的な広報・PR モデル地区における集中的な普及活動と効果の把握
② 貯留槽の設置			
③ 不要浄化槽の雨水貯留槽への転用			

※具体化スケジュール

- 平成20年度
 - ・貯留槽機能評価、開発
 - ・補助要綱、事務処理要領作成
 - ・予算化
- 平成21年度
 - ・補助制度開始

3.3 公共施設のオンサイト対策

あらゆる部局が連携し、率先してオンサイト対策に取り組むこととします。全ての公共施設に雨水流出抑制施設の設置を進められるように調整を進めます。

⑥ 公共施設のオンサイト対策

駐車場や歩道・市道での透水性舗装や浸透ますの整備、公共施設への雨水貯留槽の設置、公園や運動場での貯留浸透や地下貯留を実施します。

	現状と課題	普及：H20年度～
⑥ 公共施設のオンサイト対策	<ul style="list-style-type: none"> 透水性舗装の整備は実施中。 その他の施策は実施されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> オンサイト貯留・浸透施設、浸透ますの整備 透水性舗装の整備（駐車場、道路の新設・改修時）

3.4 ため池の活用

農業用ため池の一部容量を治水容量に位置づける「ため池の調整池化」を検討します。

⑦ ため池の調整池化

ため池の現況調査を行い、活用可能なため池を選定し、調整池化を検討します。

	現状と課題	準備：～H20年度	普及：H21年度～
⑦ ため池の活用	<ul style="list-style-type: none"> 旧来より存在していた「ため池」が減少している。 ため池によっては、受益地の減少がみられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ため池活用基礎調査の実施 所有者、権利者との調整協議 調整池化の際の有効容量の把握と、調整池化の優先順位設定 	<ul style="list-style-type: none"> ため池の調整池化

3.6 自助とその支援

市民や企業等が行う「自助」による浸水防止活動の支援メニューの充実を検討します。

⑨ 自助の支援

被災時に市民や企業等が自ら行う避難活動が確実に実施されるように、配布済みのハザードマップや、防災情報の活用PRを行います。

⑩ 情報提供・共有

総合防災システムによるリアルタイムの雨量・水位情報の提供を継続して実施するとともに、これらの活用が十分に図られるようにPRを行います。

	現状と課題	普及：平成20年度～
⑨ 自助の支援	<ul style="list-style-type: none"> ハザードマップは配布済みだが、どのように活用されているかは不明。 土のう等の資材は防災倉庫等に配備済み。 	<ul style="list-style-type: none"> ハザードマップの運用PR 雨量、水位等情報の活用PR 避難訓練など地域活動の支援
⑩ 情報提供・共有	<ul style="list-style-type: none"> 総合防災システムによりリアルタイムの雨量・水位情報を提供中。 	

4 総合治水のPRと進行管理

4.1 PR

四日市市総合治水対策の内容について、一般市民の方々に広く知っていただくため、今後、様々な取り組みを行っていく必要があります。

最終回となる今回の協議会では、総合治水をアピールするパンフレットの素案と、様々な局面で使用するロゴマークを提案させていただきます。

○パンフレット原案：別紙

○ロゴマーク（総合治水対策シンボル）

①



②



③



四日市市総合治水対策

4.2 進行管理

本協議会にて策定する「総合治水対策の推進計画」に基づき、毎年の進行状況を協議会事務局となりました「都市整備部河川排水課」および「上下水道局経営企画課」が把握し、ホームページを通じて市民の方々にご報告できるような仕組みを考えます。

準備ステージが終了する3年後には、「推進計画」の内容と照合して、レビューを行います。必要に応じて、普及ステージを細分化した推進計画を再度構築し、目標管理を行う方針とします。

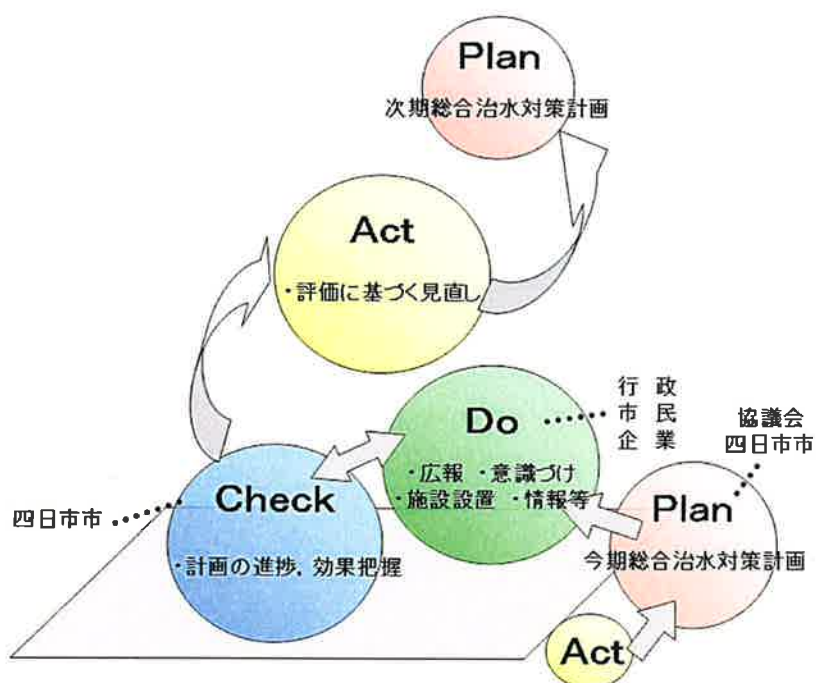


図 進行管理

主要公共施設一覽及び総合治水施策

施設	施設	所管課	実施可能施策(既実施施策:◎)				備考	財政的な裏付け
			浸透枘(トレンチ)	貯留タンク	浸透舗装	オンサイト貯留		
本庁舎等		管財課	◎	○	○	○		
各地区市民センター		市民文化課	○	◎	○	○	富田C	
支所等		楠総合支所	○	○	○	○		
各保育園	各児童館	児童福祉課	○	○	○	○		
各障害者施設		障害福祉課	○	○	○	○		
労働福祉会館等		商工観光課	○	○	○	○		
食肉センター等		農水事業課	○	○	○	○		
北大谷斎場他	各霊園	生活環境課	○	○	○	○		
公園	緑地	市街地整備公園課			○	○		
伊坂ダムサイクルパーク	スポーツランド	都市整備公社			○	○		
各小中学校	各幼稚園	教育施設課	○	○	○	○		
博物館		博物館	○	○	○	○		
図書館		図書館	○	○	○	○		
四日市ドーム	各スポーツ施設	スポーツ課	○	○	○	○		
人権プラザ	児童集会所	人権同和課	○	○	○	○		
中・北・南消防署		消防本部	○	◎	○	○	中央分署(建設中)	
局庁舎		上下水道局総務課	○	○	○	○		
ポンプ場	処理場	下水施設課	○	○	○	○		
水源管理センター	配水池	水道施設課	○	○	○	○		
病院		病院	○	○	○	○		
市営自転車駐車場		管理課	○		○	○		
市営住宅団地		住宅課	○	○	○	○	オンサイト:棟間貯留	
市管理道路		道路整備課	◎		◎		枘:街渠枘、舗装:歩道部	○
市管理河川	排水路	河川排水課	◎				浸透:排水枘・浸透孔	○

【協1-2】 雨水貯留槽の普及

<p>関連セクション</p>	<p>上下水道局営業課排水普及係、建築指導課、開発審査課、河川排水課 ほか</p>	<p>調整の方向2</p>																														
<p>目的および概要</p> <p>雨水流出抑制、水循環の健全化（利水）、環境教育等に寄与する雨水貯留槽の普及を図る。</p> <p>A.設置者に対する助成制度を新設 B.関連部局の各窓口でパンフレットを配布 下水道（汚水）の供用開始にあわせて浄化槽再利用型貯留槽を案内・勧誘 C.庁内やホームセンターなどでの貯留槽展示、イベントでのアピール等により普及啓発 D.助成受付、処理は河川排水課および上下水道局 E.公共施設への導入も、国庫補助事業を活用する。</p> <p>※開発行為は除く</p>		<p>2. 財政措置</p> <p>□国庫補助事業の活用 （下水道区域：新世代下水道支援事業，他区域：（流域貯留浸透事業） を活用） 新世代下水道支援事業—水環境創造事業</p> <p>(1)採択要件4 以下に掲げる要件のもとに、雨水の貯留浸透を行い、雨水流出抑制、地下水涵養を図るもの。 ①雨水対策の必要な地域、又は良好な水循環の維持・回復のため地下水の涵養が必要な地域において雨水の貯留浸透機能を有する管渠等の設置・改造を行うこと。 ②水質保全のため合流式下水道の越流水対策が緊要で、かつ雨水の流出抑制の必要な地域において貯留浸透機能を有する下水道施設を整備すること。 ③雨水対策の必要な地域、又は良好な水循環の維持・回復のため地下水の涵養が必要な地域において不要となった浄化槽の活用又は雨水貯留浸透施設の設置により雨水の流出抑制を図るものに対し地方公共団体が助成を行っていること。</p> <p>(2)事業実施主体—公共下水道管理者、都市下水路管理者 (3)国庫補助対象及び補助率2 採択要件4に該当するもの ①地方公共団体が事業実施主体として実施するもの 補助対象範囲：雨水の貯留浸透機能を有する管渠等の設置・改造に係る部分 補助率：1/3 ②個人・民間事業者が設置する施設に対し地方公共団体が助成するもの 補助対象範囲：浄化槽改造費用、雨水流出抑制施設の設置費用及び付帯の配管費用に係る部分 補助率：助成額の1/2（ただし総費用の1/3を上限）</p>																														
<p>調整の方向1</p> <p>1. 雨水貯留施設設置助成制度の立ち上げ</p> <p>□制度の概要【第二回協議会 資料6、7】 □補助対象施設：①浄化槽を改造し雨水貯留・再利用を図るもの。 ②貯留槽を新設し ” ” 。 ※市販貯留槽は貯め切り型のため雨水流出抑制効果を計上することができない。効果を計上できる構造をもつ貯留槽の指定等により①②と別の区分で事業を組み立てる配慮も必要と思われる。</p> <p>補助率：本体価格の1/2 上限3～5万円（国庫最大2/3のうち1/2まで。通常補助は1/2に留める。）</p> <p>□所管 広報：河川排水課、上下水道局排水普及係、建築指導課、開発審査課 受付：①上下水道局排水普及係 ②河川排水課 管理：①・②とも個人</p> <p>□広報 ・窓口パンフ ・供用開始時の説明会 ・モデル地区を設定して集中的普及⇒普及拠点⇒広報宣伝に活用（見学会・勉強会） ※モデル地区での集中的普及は、2/3補助を期間限定で実施するなどの措置をとる。</p> <p>□建築指導・開発審査 建築確認時等の新規槽設置広報</p> <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・きれいな活用とならない場合、産業廃棄物の放置、埋め、投棄とされる場合がある。（アンケートより） ・浄化槽再利用への国庫補助制度は当初、下水道への接続推進を目的としたが、浄化槽の廃棄物化の抑制、節水への効果も大きく、これらもアピール点に加えられる。 ・四日市市と同規模の愛知県豊田市では、浄化槽改造型、新設型毎年数十基の補助申請がある。 ・ボウフラ発生、誤飲などの事故が想定されるため、設置者が誓約書を提出する形で、管理は全て設置者に任せているところが多い。 		<p>3. 民間事業者への優遇税制措置</p> <p>□雨水・排水利用施設整備促進税制 租税特別措置法第11条の2、第43条 事務所ビル等において雨水や排水を雑用水として再利用するための施設：所得・法人税の特別償却 排水処理施設：14%の特別償却 排水処理施設と同時に設置される雨水貯留槽：10%の特別償却</p> <p>□雨水貯留・利用浸透施設整備促進税制 租税特別措置法第14条の2、第47条の2 大都市圏（四日市市も含まれる）及び特定都市河川流域 大都市地域：貯水容量300m3以上または3000m2以上の透水性舗装：所得・法人税の割増償却 5年間10%の割増償却</p>																														
<p>表 貯留施設の普及に係る役割分担</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>広報・啓発</th> <th>斡旋・案内</th> <th>補助申請受付</th> <th>会計処理</th> <th>国補申請</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>河川排水課</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>上下水道局</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>建築・開発</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※具体化スケジュール □平成20年度 ・貯留槽機能評価、開発 ・補助要綱、事務処理要領作成 ・予算化 □平成21年度： ・補助制度開始</p>			広報・啓発	斡旋・案内	補助申請受付	会計処理	国補申請	河川排水課	○	○	○			上下水道局	○	○	○	○	○	建築・開発		○				その他		○				<p>協議結果</p> <p>2008/3/7 実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・積極的に進めるべきである。 ・開発行為時（自然地開発時、再開発時）の設置は助成対象とするか等を詰める必要がある。 ・貯留槽の水質調査事例がないか。 ・設置協力者の優遇イベント等があってもよい。 ・受付窓口は集約したほうがよい。
	広報・啓発	斡旋・案内	補助申請受付	会計処理	国補申請																											
河川排水課	○	○	○																													
上下水道局	○	○	○	○	○																											
建築・開発		○																														
その他		○																														